

私立高校生等教育給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が県に交付する高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）により、私立の高等学校等に在学する生徒等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を交付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（国公立学校及び特別支援学校の高等部を除く。以下同じ。）の生徒等（法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直し支援）の補助対象となる者に限る。以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）であって、岡山県内に住所を有し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者等に対し、予算の範囲内において私立高校生等教育給付金（以下「教育給付金」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、教育給付金を交付しない。

(給付額)

第3条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に扶養されている高校生等の給付額は、1人当たり年額52,600円とする。

2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（前項に該当する場合を除く。）に扶養されている高校生等の給付額は、次に掲げる高校生等の区分に応じて、それぞれに定める額とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程若しくは一般課程の通信制学科（以下「通信制」という。）以外の高校生等（(3)又は(4)に該当する場合を除く。） 1人当たり年額89,000円

(2) 通信制の高校生等 1人当たり年額38,100円

(3) 2人目以降の通信制以外の高校生等 1人当たり年額138,000円

(4) 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳以上23歳未満の扶養されている者（中学生を除く。）がいる世帯の通信制以外の高校生等 1人当たり年額138,000円

3 前項に該当する場合で、通信制の高校生等を含め複数の高校生等がいるときは、通信制の高校生等についてはすべて前項第2号の額を、通信制以外の高校生等についてはは

すべて前項第3号の額をそれぞれ給付額とする。

(基準日)

第4条 教育給付金は、毎年7月1日(以下「基準日」という。)現在の状況により交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者の基準日は、入学日とする。

3 基準日現在、休学している生徒が、年度内の全ての期間について休学許可を受けている場合その他授業料以外の教育に必要な経費を当該年度において負担していると認められない場合は、教育給付金は交付しない。

(交付の申請)

第5条 教育給付金の交付を受けようとする者は、受給申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて、学校設置者又は学校長(高校生等が複数いる世帯はそれぞれの高校生等が在籍する学校設置者又は学校長。以下「学校設置者等」という。)を通じて岡山県に提出しなければならない。ただし、学校設置者等の判断により、高等学校等就学支援金の申請と重複する書類又は認定結果を用いることで、提出する書類を省略することができるものとする。

(1) 第3条第1項に該当する場合は基準日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書

(2) 第3条第2項に該当する場合は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類(課税証明書・非課税証明書等)及び15歳以上23歳未満の子を扶養していることが分かる書類(健康保険証の写し等)

(3) その他学校設置者等が必要と認める書類

2 岡山県外の高等学校等に通う高校生等に係る教育給付金にあつては、前項の規定にかかわらず、直接岡山県に受給申請書の提出(以下「直接申請」という。)をすることができるものとする。なお、この場合は前項に定める書類のほかに、在学証明書その他別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 学校設置者等は、前条第1項の規定による受給申請書の提出があつたときは、速やかに受給申請者一覧(様式2)を作成し、岡山県に提出しなければならない。

2 岡山県は、前項の規定による受給申請者一覧又は前条第2項の規定による受給申請書の提出があつたときは、速やかに審査の上、支給又は不支給を決定し、学校設置者等又は直接申請した者に通知するものとする。

3 学校設置者等は、岡山県から前項の通知を受けたときは、支給決定通知書(様式3)又は不支給決定通知書(様式4)により保護者等に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 交付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回。高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し支援)の

補助対象となる高校生等は、更に2回を加えた回数)を上限とする。

- 2 岡山県は、保護者等から委任状(様式5)の提出を受け、学校設置者等に対して教育給付金を交付することができる。
- 3 前項の規定により交付を受けた学校設置者等は、学校設置者等が定める時期に、保護者等に対して教育給付金を支給しなければならない。
- 4 学校設置者等は、保護者等から委任を受けた場合には、教育給付金と保護者等が負担する授業料以外の教育費を相殺することができる。
- 5 学校設置者等は、前項の規定により相殺したときは、相殺した金額その他の必要な事項を書面により保護者等に通知しなければならない。

(支給決定の取消)

第8条 岡山県は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2) 教育給付金の交付を辞退したとき

2 岡山県は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に相当する教育給付金が給付されているときは、期限を付して当該教育給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(プライバシーへの配慮)

第9条 学校設置者等は、教育給付金に関する事務にあたっては、生徒及び保護者のプライバシーに十分配慮するものとする。

2 前項のプライバシーに配慮した事務処理を例示すると、次のとおりである。

- 一 提出は封をした封筒で行う。
- 二 受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- 三 提出を学校への郵送で受け付ける。
- 四 申請書等の管理は施錠がかかる場所で行う。
- 五 情報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う。

(状況報告)

第10条 学校設置者等又は直接申請をした者は、岡山県から教育給付金に関し要求があったときは、その状況を速やかに報告しなければならない。

(教育給付金の経理)

第11条 学校設置者等は、教育給付金についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(高校生等の範囲)

- 2 第2条第1項の高校生等は、平成26年度以降、第1学年に入学した者（単位制の場合は、学校長が第1学年相当であると判断した者）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(高校生等の範囲)

- 2 改正後の要綱第2条第1項の高校生等は、平成26年4月1日以降入学した者（単位制の場合は、学校長が修得単位数により給付対象となる学年相当であると判断した者）とする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。